
第6章 資料編

資料1 緑に関する制度の概要

資料2 用語解説

資料1 緑に関する制度の概要

■ 緑に関する諸制度の概要 (1/3) (平成29年3月時点)

名称 (根拠法令等)	制度の概要	備考(指定措置・優遇措置など)
保護地区 (北本市緑化推進要綱)	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然環境を保全するために指定する制度。 所有者が管理する。 	【指定要件】 <ul style="list-style-type: none"> 土地面積 300㎡ 指定期間 5年間 【奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 1㎡につき年間9円 交付対象者1人につき2,000円 固定資産税、都市計画税相当分
保護樹木 (北本市緑化推進要綱)	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然環境を保全するために指定する制度。 所有者が管理する。 	【指定要件】 <ul style="list-style-type: none"> 1.5mの高さにおける幹周2m以上 市長が特に必要と認めたもの 指定期間 5年間 【奨励金】 <ul style="list-style-type: none"> 1本につき年間3,000円 【枯損枝落下等保険助成金】 <ul style="list-style-type: none"> 交付対象者1人につき2,000円
借地公園 (都市公園法)	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者との貸借契約により土地物件に係る権原を借り受けて都市公園を開設する制度。 	
緑地保全地域 (都市緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> 里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。 	【指定要件】 <ul style="list-style-type: none"> 無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの。 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの。
特別緑地保全地域 (都市緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな緑を将来に継承するために、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。 	【指定要件】 <ul style="list-style-type: none"> 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの。 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの。 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの。(風致又は景観が優れているもの、動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの) 【相続税】 <ul style="list-style-type: none"> 山林及び原野については8割評価減。 【固定資産税】 <ul style="list-style-type: none"> 最大1/2まで減免。 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 建築行為等の申請が不許可となった時に土地の買入れを申し出ることができる。 譲渡所得には2,000万円の控除が適用。

■ 緑に関する諸制度の概要 (2/3) (平成 29 年 3 月時点)

名称 (根拠法令等)	制度の概要	備考 (指定措置・優遇措置など)
管理協定制度 (都市緑地法)	・特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。	【相続税】 ・特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間 20 年以上等の要件に該当する場合、さらに 2 割評価減。(特別緑地保全地区との併用の場合)
市民緑地 (都市緑地法)	・地域の人々が利用できる公開された緑地を提供するため、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。	【指定要件】 ・都市計画区域内の 300 m ² 以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物。 ・特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象。 ・契約期間は 5 年以上。 【相続税】 ・契約期間が 20 年以上等の要件に該当する場合、相続税が 2 割評価減。 【固定資産税・都市計画税】 ・土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、非課税。
地区計画等 緑地保全条例制度 (都市緑地法)	・屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。	
緑化地域 (都市緑地法)	・都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるもの。	【指定要件】 ・用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。 【備考】 ・義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則 1,000 m ² 以上の建築物の新築又は増築。 ・市町村は、特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を 300 m ² まで引き下げることが可能。 ・増築の場合、従前の床面積の 2 割以上の増築を行うものが対象。
地区計画等 緑化率条例制度 (都市緑地法)	・良好な都市環境の形成を図るための緑化推進の観点から、建築物の新築等に関する制限として条例で定めることができる制度。	【要件】 ・地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域。

■ 緑に関する諸制度の概要 (3/3) (平成 29 年 3 月時点)

名称 (根拠法令等)	制度の概要	備考 (指定措置・優遇措置など)
緑化施設整備計画 認定制度 (都市緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画について、市町村長の認定を受けることができる制度。 	<p>【対象地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑化地域」及び「緑の基本計画」に定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」。 <p>【対象建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間、公共を問わず、全ての建築物が対象。 ・既存の建築物に緑化施設を整備する場合や、既存の緑化施設を再整備する場合なども含む。 <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる建築物の敷地の面積は、緑化重点地区内（地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域を除く）では 500 m²以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では 300 m²以上。 ・緑化面積の敷地面積に対する割合は 20%以上。
緑地協定制 度 (都市緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。 	<p>【協定の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・45 条協定（全員協定）：既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの。 ・54 条協定（一人協定）：開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3 年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。 <p>【協定の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地協定の目的となる土地の区域 ・次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの。（保全又は植栽する樹木等の種類、保全又は植栽する樹木等の場所、保全又は設置するかき又はさくの構造、その他緑地の保全又は緑化に関する事項） ・緑地協定の有効期間（5 年以上 30 年未満） ・緑地協定に違反した場合の措置。
景観重要樹木 (景観法)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の良好な景観形成に重要な樹木を指定し、それらの維持保全を義務付ける制度。 	
生産緑地制度 (生産緑地法)	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る制度。 	<p>【指定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの。 ・500 m²以上。 ・農林業の継続が可能な条件を備えているもの。

■ 都市公園等の種類

種別		市街化区域	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で1箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて適切に配置する	
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	
	墓園	その面積 2/3 以上を園地等とする景観の良好な且つ屋外レクリエーション場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実状に応じ配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する 多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。	
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。		
都市林	市街地及びその周辺部において、まとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように配慮し、必要に応じて、自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。		
広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。		
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）		
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。		
国営公園	主として一つの都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。		

資料2 用語解説

【あ】

アダプト・プログラム	市民と行政とが協働で進める環境美化促進活動のこと。アダプト（ADOPT）とは英語で「～を養子にする」という意味で、一定範囲の公共施設を「養子」にみたと、これを市民が愛情を持って面倒を見、行政がそれを支援する制度。
エコロジカルネットワーク	人と自然の共生を確保していくため、重要な自然などを核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待される。
NPO	「Non（ノン）＝非」「Profit（プロフィット）＝利益」「Organization（オーガニゼーション）＝組織」の頭文字をとった略語で、営利を目的とせず、地域の課題に対して市民が主体となって自発的、継続的に社会貢献活動を行う団体のこと。

【か】

街区公園	主として街区内に居住する者が利用することを目的とする都市公園。1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
河川区域	堤防と堤防に挟まれた河川の敷地全体のこと。一級河川、二級河川又は準用河川の指定がされた区間における、堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地。河川区域には河川法が適用される。
学校農園（ファーム）	学校単位に農園を設置し、児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることをねらいとした取組。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止や緩和、もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として、公害や災害の発生が危惧される地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられている緑地。
郷土種	ある地域で、古くからそこで生育または栽培されている植物。
近隣公園	主として近隣に居住する者が利用することを目的とする都市公園。1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

景観協定区域	景観法の規定に基づき、景観計画区域内の一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度。
景観緑三法	美しい景観と豊かな自然を総合的に実現するため、2004年に成立した「景観法」「景観法施行関係整備法」「都市緑地法」のこと。建築物、町並み、屋外広告物等を美しい景観という点から整備することをねらったもの。
建築協定	一定の区域の中で、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権、又は賃借権を有する人達が、その区域内の建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備に関する基準についてルールをつくり、そのルールに適合した街をつくっていくことによって、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善していく為に結ぶ協定。
公開空地	民有地内で、歩行者の通行や利用を可能とした公開性のあるまとまった空地。総合設計制度を適用することにより得られ、その面積に応じて容積率の割り増しがある。
公共空地	一般市民が利用でき、国や地方公共団体によって管理されている空地。公園・運動場・霊園など。公共緑地。
公共公益施設	地域の骨格となる道路、河川、公園緑地、広場などの公共施設と、住民の生活のために欠かせないサービスを提供する公益施設。
公共施設緑地	都市公園以外の公有地、または公的な管理が行われており公園緑地に準じる機能を持つ施設。
COP10	2010年10月に名古屋市で開催された、生物多様性条約(CBD)の10回目となる締約国会議(COP)。「名古屋議定書」や「愛知ターゲット」などが採択された。また、「SATOYAMAイニシアティブ」など生物多様性を守るための国際的な取り組みに関するさまざまな取り決めがなされた。
【さ】	
在来種	ある地域で、人間の影響を受ける以前から、繁殖し続けている生物。
市街化区域	市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域。
市街化調整区域	市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域。
施設緑地	緑地を公有化して管理することにより保全、整備する緑地。
指定管理者	地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体。

市民農園	市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。
市民緑地	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度により、地域の人々が利用できる公開された緑地。
住区基幹公園	歩いていける範囲の居住者の安全や健康的な生活環境、休養、レクリエーションの場として利用させる公園を指し、「街区公園」「近隣公園」などがある。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。
生産緑地	都市計画で、農林漁業との調和を図ることを主目的とした地域地区のひとつで都市計画で定めた生産緑地地区の区域内の土地又は森林。
生産緑地地区	市街化区域内にある一定の要件を満たす農地を農業生産活動を通して緑地として計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための地域地区。
生態系	川、海、草原、森林など、あるまとまりを持った自然環境と、そこに生息するすべての生物で構成される空間。
遷移帯（エコトーン）	陸域と水域、森林と草原など、異なる環境が連続的に推移して接している場所。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
【た】	
多自然整備	治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した整備。
地域制緑地	一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。
地域避難所	災害時に一時的に避難者が集まり安否の確認等を行う場や、地域の自主防災組織等が災害時の活動を行う拠点等として、地域の自主的な運営による避難所。
地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画。

調整池	集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池。
緑地保全地域	都市緑地法第5条に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域。
特別緑地保全地区	樹木地、草地、水辺地などの緑地のうち、伝統的・文化的価値を有し、風致又は景観が優れていて、生活環境を確保するために必要な地区を定め緑地として保全する地域地区。建築行為など一定の制限等により、現状凍結的に保全を図る。
都市計画区域	都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するために定めた法律。土地の利用や建物の規制に関するルールについての規定が定められている。
都市公園	地方公共団体または国が、都市計画区域内に設置する公園または緑地。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
都市緑地法	都市における緑地の保全や緑化の推進に関し必要なことを定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保することを目的とした法律。
土地区画整理事業	安全で快適なまちづくりを目的として、道路、公園、下水道などの公共施設を一体的に整備する事業。
トラスト地	市民や企業から寄付を募って美しい自然や歴史的建造物などを買い取り、将来に引き継いでいく運動（ナショナル・トラスト）により取得された土地。
【は】	
ビオトープ	鳥や昆虫、植物など多様な生き物が暮らすために必要な条件がそろった場所。
保護地区	北本市緑化推進要綱に基づき、良好な自然環境及び貴重な緑を保全するため指定される地区。
【ま】	
マスタープラン	全体の基本となる計画。
民間施設緑地	社寺境内地など、民有地で公園緑地に準じる機能を持ち公開を原則としている施設。

モニタリング	大気や水質の継続観測や植生の経年的調査など、監視・追跡のために行う観測や調査のこと。
【や】	
谷津	丘陵地や台地が浸食されて形成された谷状の地形。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともある。
遊休農地	農地法で定められた、現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地や、利用の程度が周辺地域に比べ著しく劣っていると認められる農地。
誘致圏域	公園緑地を利用する利用者の居住地が分布する範囲。
【ら】	
緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑地に関する協定を締結する制度。
緑被率	樹木被覆地、草地、農地で覆われる土地の面積割合。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書。